

期中の評価個表

| | | | |
|---------|--------------------|--------|-----------------|
| 事業名 | 水源林造成事業 | 事業計画期間 | S57～H73（最長80年間） |
| 事業実施地区名 | 関東整備局 昭和57年度契約地 | 事業実施主体 | 独立行政法人緑資源機構 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|---|---------|-----------|---------|-----------|------------|------|
| 事業の概要・目的 | 民間による造林が困難な水源地域において水源をかん養するため、緑資源機構が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 16件、植栽面積 195ha。 | | | | | | |
| ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等 | 費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 <table border="0"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>3,654 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>1,824 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.00</td> </tr> </table> | 総便益 (B) | 3,654 百万円 | 総費用 (C) | 1,824 百万円 | 分析結果 (B/C) | 2.00 |
| 総便益 (B) | 3,654 百万円 | | | | | | |
| 総費用 (C) | 1,824 百万円 | | | | | | |
| 分析結果 (B/C) | 2.00 | | | | | | |
| ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 | 関係都道府県における民有林の未立木地面積は、近年ほぼ横ばい状態にあるものの、現在なお14万4千ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。 また、関係都道府県における私有林の不在村者所有森林は、平成12年から平成17年にかけて減少したものの、依然として私有林面積の約22%をしめており、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。 | | | | | | |
| ③ 事業の進捗状況 | 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の1%である。 適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。 | | | | | | |
| ④ 関連事業の整備状況 | 当該契約面積のうち、45%が利根川水系草木ダム・川治ダム等に係る流域（集水区域）内に位置している。 | | | | | | |
| ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 | 周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。 | | | | | | |
| ⑥ 事業コスト縮減等の可能性 | 今後の除伐に当たっては、適期に実施することや植栽木の成長に支障のない広葉樹等は保残するなど、針広混交林等の造成を目指すことによりコスト縮減を図る。また、枝打に当たっては、生育及び搬出条件の良好な箇所を厳選し、主伐を想定して選木することによりコスト縮減を図る。 | | | | | | |
| ⑦ 代替案の実現可能性 | 該当なし。 | | | | | | |
| 第三者委員会の意見 | 森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適当と考える。 | | | | | | |
| 評価結果及び事業の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・ 効率性：費用対効果分析を試行した結果、費用以上の効果が見込まれ、事業の効率性が認められる。 ・ 有効性：概ね適切な保育が実施されている生育途中の林分であることから、事業の有効性が認められる。 事業の実施方針 事業を <u>継続</u> する。 | | | | | | |